IATA航空危険物規則書 第68版(2027年)主要な改定点

一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)

本資料は, 主要な改定点のとりまとめであり、可能な限り全ての改定点を含めたものです。詳細はIATA航空危険物規則書を参照願います。 注:下記参照番号(サブセクション番号)に“★”を付したものは、IATA航空危険物規則書の「第68版(2027年版)の重要な変更点および改定点」(日本語版 xiv ﾍﾟｰｼﾞ、英語版 xxv ﾍﾟｰｼﾞ) には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で選択し追加 したことを表したものです。		
本規則書の使用方法	更新	特定の貨物に対する特別規定の適用、包装基準の選択および容器の要件、同梱の規則を含める改定がなされた。
第1章 ― 適用 (Applicability)		
1.2.7.1	更新	(a) 「[輸血用の血液あるいは血液成分、移植用の組織または」という文言が追加された。 (i) にナトリウムイオン電池が追加され、(i),7に「危険な環境下での使用が安全であること」という要件が追加された 。
1.4.2.2	更新	運航者は、承認を要する手荷物の手順書を定め従業員に情報を提供しなければならないことが追記され、承認手続きが詳細になった。 (a)会社の書類では取り扱われない品目の管理方法に関する手順も含まれる。
1.4.3	追加	「運航者の承認を得て許可される危険物」に関する規則が追加された。【JACIS注―旧1.4.3以降が1.4.4以降に繰り下げ】
1.4.4.1	追加	「運航者は、運航者の承認を得た場合のみ携行が許可される危険物の承認を得るための要件を設定としなければならない」という規定が追加された。【JACIS注―旧1.4.3.1以降が1..4.4.2以降に繰り下げ】
1.4.4.5	更新	2.3.2から2.3.4までの危険物の携行について運航者の承認手順に関する文言が追加された。
第2章 ― 制限 (Limitations)		
2.3.0.1	更新	携行禁止から除かれる危険物の内容が詳細になり、「個人使用」の危険物に関し、例を含む注が追加された。
2.3.0.9	新規	「複数の電気的に独立したリチウム単電池または組電池を複数含む電池ケースは、運航者が携行医療機具に別途承認しない限りケース内の総リチウム含有量または総ワット時定格値に従って取り扱わねばならない」という規定が設けられ、例示もされた。
2.3.1.2	更新	表題および本文に旧2.3.1.4の「電子式ショック武器」を含むよう更新され、新しい注が付いた。
2.3.1.4	更新	☞印が付き、新たにパワーバンク(Power banks)の項目となり、100Whを超えるリチウムイオン電池を含むパワーバンク、携帯用バッテリーパック等が含まれ輸送禁止物品となった。【JACIS注―旧2.3.1.4は「電子ショック式武器」に関する規定だった】
★2.3.2.2.1 2.3.2.3.1, 2.3.2.4.1	追加	「運航者への情報提供」に関する規定が設けられた。【JACIS注―以降の項目番号が繰り下げ】
2.3.2.4.4	更新	☞印が付き、移動補助機器に十分に保護された電池が装着されている場合、機器当たり300Whの制限に変更された。
2.3.2.4.5	追加	移動補助機器が電池に十分な保護を与えない場合の規定が追加された。【JACIS注―以降の項目番号が繰り下げ】
2.3.2.4.6.	更新	携行できる移動補助機器の予備電池は機器当たりワット時総合計が300Wh以下の1セットの制限に変更された。
★2.3.2.6	更新	(c)に☞印が付き、6.に機器内のリチウム金属電池の総リチウム含有量は2g以下、7に機器内のリチウムイオン電池の総ワット時定格値は100Wh以下であることが追加された。
★2.3.3.2	更新	「予備電池」に限定され、パワーバンク(Power bank)に関する規定は2.3.3.2から除かれた。【JACIS注―2.3.1.4, 2.3.5.8参照】
★2.3.4.6	更新	(b),1.でワット時定格値が「機器当たり」の制限に変更された。 注が1.と2.に分離され、2.で総リチウム含有量または総ワット時定格値が機器当たりと規定された。
表2.3.A	更新	運航者の承認を要する危険物。注記あり
2.3.5.8	更新	パワーバンク(Power banks)が表題に追加された。
2.3.5.8.3	更新	☞印が付き、予備電池およびパワーバンクは機内持ち込み手荷物でのみ許可され、パワーバンクを除き一人当たり携行できる予備電池の個数が最大18個に変更された。
2.3.5.8.4	新規	パワーバンク(power banks)についての規定が集約された。 (a)機内持ち込みのみ許可される。 (b)機内での再充電禁止 ☞印が付き(c)地上移動中、離着陸中、または乗務員の指示がある間は、携帯電子機器への充電禁止 (d)搭乗中、携帯電子機器への充電は行わない事が望ましい。 更に一人当たり2個以下のパワーバンクの携行に制限される。【JACIS注―以降の項目番号が繰り下げ】
2.3.5.8.5	更新	旧2.3.5.8.4のリチウム電池についての追加要件にパワーバンク (Power bank)が追加された。 パワーバンクを含むリチウムイオン電池のワット時定格値は100Wh以下であることは変更なし。 【JACIS注―旧2.3.5.8.4(c)以降の携帯電子機器に関する規定が2,3,5,8,6以降に移った】
★2.3.5.8.6	編集	リチウム電池を含む携帯電子機器の追加要件が集約された。 2.3.5.8.6.2で各機器に含んでよいリチウム電池の制限量が、(a)リチウム金属電池については機器当り合計2gまで、(b)リチウムイオン電池については機器当り合計100Whまで、と明確化された。【JACIS 注―2.3.5.8.6.6に防漏式湿式蓄電池の追加要件あり】
表2.3.B	新規	運航者の承認を要しない危険物。注記あり
表2.3.C	新規	旅客および乗務員による携行が禁止される危険物。
2.6.2.2	更新	微量危険物の規定は物質にのみ適用され、物品は除かれると明確化された。
2.8.1		政府例外規定
2.8.1.3	更新	リストおよび国のコード変更 4か国(Argentina(ARG),Philippines(PHG), Sri Lanka(LKG), Ukraine(UAG)) (なお、Kyrgyzstan(KGG)およびPeru(PEG)についている△印は政府例外規定がすべて「空欄」になったためのようだ。)
2.8.2	更新	ニューカレドニアおよびノーフォーク島を含む17か国に重要な変更または新しい例外規定が登録された。

2.8.3		運航者例外規定
	編集	昨年と同様、多くの運航者例外規定が例外規定の意味または意図を変えることなく一貫した様式で提供されるよう編集上の改定が行われ既にある規則を繰り返し、より制限的でないものは削除された。会社固有の例外規定（例えば機種によるドライアイス制限）も改定または削除された。
★2.8.3.5	更新	運航者例外規定をファイルしている運航者の削除・追加があった。
★2.8.4	更新	運航者例外規則のリスト（追加/変更/削除あり）
第3章 － 分類 （Classification)		
3.1.1.1	更新	(b) 除かれるものに「輸送するにはあまりにも危険すぎるもの」が追加された。
3.2.5.2.5	編集	ガス以外の内容物が区分6.1/第8分類に分類される場合のエアゾールの副次危険性について文言が更新された。
3.6.2.2.2	編集	旧3.6.2.2.2が分割され新しい項目番号3.6.2.2.2.1.3を含め再構成された。
★3.6.2.2.3.9.3	更新	(c) 除かれる他の危険性分類に「機器に組み込まれまたは共に包装されたリチウム電池またはナトリウムイオン電池(UN3091/3481およびUN3552)」が追加された。
★3.6.2.2.3.9.4	追加	使用済み医療装置にリチウム電池またはナトリウムイオン電池が組み込まれまたは共に包装されている場合の品目名の割り当ておよび本規則の規定適用に関する規定が設けられた。
3.9.2.6.1	更新	(a) 注、2.に修理等された電池は試験された電池と異なるものとみなされるという文言が追加された。 (h)にリチウムイオン電池とナトリウムイオン電池の両方を含むハイブリッド電池に関する規定が追加された。
3.11.4	追加	有機物質のサンプルに関する規定3.11.4.2-3.11.4.4が追加された。
3.11.4.4	追加	エネルギー値が高いサンプルの分類に関するフローチャート、図,3.11.Aに関する文言が追加された。
図3.11.A	追加	エネルギー値が高いサンプルの分類に関するフローチャートが追加された。
第4章 － 識別 （Identification）		
★表4.1.A	追加	Chlorophenols関係の危険物が、区分6.1に2個、第8分類に2個、計4個追加された。
4.2一危険物リスト		以下の新品目名を含み、リストが最新化された。
UN3561	追加	Chlorophenols corrosive toxic solid n.o.s.
UN3562	追加	Chlorophenols corrosive solid n.o.s.
UN3563	追加	Lithium metal batteries installed in cargo transport unit
UN3564	追加	Sodium ion batteries installed in cargo transport unit
—	更新	Fluoroanilines(UN2941)のA808参照と細文字Fluoroaniline variants（4種類）の削除および割り当てPSN参照の追加
—	追加	物品名および特別規定A236への参照のためMagnetic resonance imaging machines(MRI)の品目名（細文字）が設けられた。
★UN3358/2857	更新	加熱機器類(Heating machines)の正式輸送品目名が追加された。
4.4 一特別規定関係		
★A9	更新	「 24%を超え」の文言が追加された。
A26	更新	対象に加熱機器類(Heating machines)が追加され、加熱および冷却するために使用される機器は冷凍機器類(Refregirating machines)/加熱機器類(Heating machines)のいずれかで輸送できると追加された。
A88	更新	「少量生産」の文言が削除され、貨物に添付する認可書類写しに「数量制限を含む」という文言が追加された。
A103	更新	対象に加熱機器類(Heating machines)が追加され、加熱および冷却するために使用される機器は冷凍機器類(Refregirating machines)/加熱機器類(Heating machines)のいずれかで輸送できると追加された。
A107	更新	危険物を含む物品にリチウム電池またはナトリウムイオン電池が組み込まれていてもよい条件の文言が追加された。
A185	更新	リチウムイオン電池・ナトリウムイオン電池の両方を含むハイブリッド電池駆動の乗り物のUN番号の割り当て。 貨物輸送ユニットに組み込まれたリチウム電池、ナトリウムイオン電池またはハイブリッド電池のUN番号の割り当て。 両方について規定が追加された。
A213	更新	旧版「容量(capacity)」の文言が「ワット時定格値(watt-hour rating)」に変更された。
A214	更新	ハイブリッド電気自動車に搭載される電池種類が追加され、それらが組み込まれた自動車、その他の乗り物、機器、貨物輸送ユニットのUN番号および正式輸送品目名の割り当てが詳細になった。
A225	更新	(a) PI978のSection Ⅱ とナトリウムイオン電池の文言が追加された。
A228	更新	金属ナトリウムまたはナトリウム合金を含む電池はUN3292として輸送されなければならないという文言が追加された。
A235	新規	リチウムイオン単電池とナトリウムイオン単電池の両方を含むハイブリッド電池のUN番号の割り当ておよびワット時定格値は100Whを超えてはならず、そのWhを電池の外装ケースにマークしなければならない規定が追加された。
A236	新規	この品目名で輸送される物品には非引火性非毒性ガスを含むMRIが含まれ、そのガスが12kg未満しか含まれていないMRIは本規則の適用を受けない要件が規定された。
A239	新規	法律等で開示が禁止されている管理物質は、技術名または化学グループ名をDGDまたは包装物に記載が要求されない。
A801	削除	
A808	新規	この正式輸送品目名(UN番号も）は危険物輸送に使用することが許可されない。その物質または物品は第3章に従って再分類することが必要。【JACIS注一68版ではUN2941, Fluoroanilinesにのみ付いている】
第5章 － 包装 （Packing）		
★5.0.6.4	更新	輸送中に液体になりやすい物質の輸送に使用できない単一容器の容器コードが更新された。
包装基準(PI)関係		
主要な改定		PI130,200,220,222,378,459,497,570,603,650,950,951,952,955,962,Y963,964,965,966,967,968,969,970,972,975および978を含む包装基準が改定された。多くの包装基準にナトリウムイオン電池の文言が追加され、試作品の電池に関する文言から「少量生産」が削除された。PI967/970/978のSection Ⅱ の包装物内の電池個数制限にボタン電池は算入されないことが追加された。

PI130	追加	UN0012およびUN0014の物品につき、包装に関する文言が追加された。
PI200	更新	(e),4.の旧「充填水準」が付録Aの「充填率」の変更に伴い更新された。
PI220	更新	電池、(b),2. 「少量生産」の文言が「年間生産量が100個以下」に変更された。
PI222	更新	危険物を含んだ物品に組み込んでよい電池の種類・包装基準の追加および特別規定A154に該当する損傷したまたは欠陥のある電池輸送禁止の文言が追加された。
PI378	更新	電池、(b),2. 「少量生産」の文言が「年間生産量が100個以下」に変更された。
PI459	更新	追加包装要件：緩衝材の難燃性・使用不可の金属製容器および注が追加され、(b),1.に「または24±2.4g/L」が追加された。
PI497	更新	追加包装要件：燃料電池用カートリッジ個数は、旧「2個の予備」が「2セットの予備」と更新され、「セット」の定義が追加された。
PI570	追加	追加包装要件：使用不可の金属製容器および注が追加された。
PI603	更新	追加包装要件：核分裂性適用除外物質の制限から10.6.2.8.1.3が削除された。
PI650	削除	「内容物の品目リストの封入規定」が削除された。
PI950	更新	電池、(b). にナトリウムイオン電池が追加され、(b),2. 「少量生産」の文言が「年間生産量が100個以下」に変更された。
PI951	更新	電池、(b). にナトリウムイオン電池が追加され、(b),2. 「少量生産」の文言が「年間生産量が100個以下」に変更された。
PI952	更新	電池、(b),2. 「少量生産」の文言が「年間生産量が100個以下」に変更された。
PI955	更新	旧版の「救命器具(Life-saving appliances)」の用語に含まれた救命胴着(Life vests)が削除され、個人用浮揚装置(personal flotation devices), 自動膨張式保護具(self-inflating protective equipment)に変わった。 (a)のシリンダーに含んでよいものに「第9分類(UN3268)の安全装置(Safety devices 」が追加された。
PI962	更新	危険物を含む物品に組み込んでよいリチウム電池またはナトリウムイオン電池の規定が追加された。ただし、A154に該当する損傷したまたは欠陥のある電池は除かれる。
PI964	追加	UN3082の混合物に対する追加包装要件が追加された。
PI965	更新	Section IBとして輸送できる電池の要件に、3.9.2.6.1, (h) (ハイブリッド電池。ただし該当する場合)が追加された。
PI966	更新	Section IIとして輸送できる電池の要件に、3.9.2.6.1, (h) (ハイブリッド電池。ただし該当する場合)が追加された。
PI967	更新 追加	Section IIとして輸送できる電池の要件に、3.9.2.6.1, (h) (ハイブリッド電池。ただし該当する場合)が追加された。 包装されない状態等で輸送に供される大型機器には、3m積み重ね能力試験要件が適用されないという規定が追加された。 ボタン電池は包装物または貨物の制限数に算入しない注が追加された。
PI968	更新	Section IBとして輸送できる電池の要件に、3.9.2.6.1, (h) (ハイブリッド電池。ただし該当する場合)が追加された。
PI969	更新	Section IIとして輸送できる電池の要件に、3.9.2.6.1, (h) (ハイブリッド電池。ただし該当する場合)が追加された。
PI970	更新 追加	Section IIとして輸送できる電池の要件に、3.9.2.6.1, (h) (ハイブリッド電池。ただし該当する場合)が追加された。 包装されない状態等で輸送に供される大型機器には、3m積み重ね能力試験要件が適用されないという規定が追加された。ボタン電池は包装物または貨物の制限数に算入しない注が追加された。
PI972	更新	電池、(b),2. 「少量生産」の文言が「年間生産量が100個以下」に変更された。
PI975	更新	危険物を含む物品に組み込んでよいリチウム電池またはナトリウムイオン電池の規定が追加された。ただし、A154に 該当する損傷したまたは欠陥のある電池は除かれる。
PI978	追加	電池マーク要件に関し、ボタン電池は包装物または貨物の制限数に算入しない注が追加された。
第6章 － 容器の規格および性能試験(Packaging Specifications and Performance Tests)		
全般		国連モデル規則に揃える変更が反映されている。
第7章 － マーキングおよびラベリング(Marking And Labelling)		
7.1.5.5.5	削除	図7.1.C,電池マークの注が削除された。【JACIS注一重要な変更点参照＝追加情報を含む古い様式の使用について】
7.1.7.3	更新	複数のUN番号が含まれるオーバーパックのマーキングの注が更新され、図7.1.F参照と追加された。
図 7.1.F	新規	7.1.7.3注に基づく複数の国連番号を収納したオーバーパックのマーキング例(重要な変更点参照)および注が追加された。
★7.2.2.3.1	更新	種々の輸送モードで必要な類似ラベルの小異の差は明確な意味に影響を与えない限り容認されるという文言が追加された。
第8章 － 書類の作成 (Documentation)		
8.1.6.9.2	更新	ステップ6が、内容の論理的流れを提供するため再構成された。特に少量危険物で総重量が30kgGのものについては、同梱やID8000の例を含めて、記載方法が一か所にまとめられた。
第9章 － 取り扱い (Handling)		
9.3.2.2.4	更新	火薬類の隔離に関し「隔離区分C,DおよびEの火薬類は一緒に搭載することができる」と変更された。
9.3.2.2.5	更新	旧「区分1.4Bと他の火薬類は・・分離搭載」であったが、「適合性のない火薬類は・・分離搭載」に変更された。
★9.3.2.2.6	追加	認可または適用免除により輸送される火薬類には貨物室ごとの追加制限を課してもよいの規定が追加された。
第10章 － 放射性物質 (Radioactive)		
★10.7.1.3 ★10.7.1.4	更新	10.7.1.3.1,10.7.1.3.2,10.7.1.4.1の旧「許容総重量(permissible gross weight)」が「許容総質量(permissible gross mass)」に変更された。
付 録 (Appendices)		
付録A	更新	シリンダー、大型容器、改修容器に関する国連モデル規則の変更に合わせた用語の追加・変更やその他の追加等がある。
★付録B	更新	B.2.2.4の表題が「IATA Cargo Special Handling Codes」に更新され「RVO(Vehicle Other (UN3171)」が追加された。
付録C	更新	表C.2に品目名の追加・削除があり、注に35が追加された。